

基本的な方向性Ⅲ：困難を抱える子ども・若者を支援する

1. 児童虐待など保護を必要とする子ども・若者への支援

【施策の概要】

子育ての不安感や地域社会における子育て家庭や子ども・若者の孤立などを背景に、児童虐待の相談・通告件数が増加傾向にあります。児童虐待は、重大な人権侵害であり、時には子どもを死に至らしめる重大な事件に発展することもあります。

本市では、虐待のないまちづくりを推進するため、平成25年4月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を施行しました。

児童虐待を未然に防ぎ、虐待を見逃さないよう、地域で子どもに関わる相談や支援に携わる関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会の機能の充実・強化を図るとともに、支援が必要な子ども・若者とその家庭に対しては、区役所における児童相談・支援や児童相談所における心理的な相談・支援など、子どもの最善の利益や安全を最優先にした取組を推進します。

推進事業

- ・児童虐待防止対策事業
- ・児童相談所運営事業
- ・里親制度推進事業
- ・児童養護施設等運営事業（再掲）
- ・子ども・若者支援推進事業

・児童虐待防止対策事業（こども未来局）

対象世代 妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期

【現状と課題】

「児童家庭・虐待対策推進計画」に基づき、児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら地域の支援体制づくりを推進しています。

児童虐待防止センターによる24時間の電話相談の実施や、児童福祉施設、民生員児童委員・主任児童委員等の協力を得ながら市内での児童虐待防止啓発活動等のオレンジリボンキャンペーンを実施し児童虐待の未然防止に向けた活動を行っています。今後はこれらの啓発活動の充実とともに、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営体制のより一層の充実が求められています。

【推進期間における施策の展望】

今後も、虐待防止センターによる24時間の電話相談の実施や、児童虐待防止啓発活動を通じて児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に取り組んでいきます。また、各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における、要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実を図っていきます。

・児童相談所運営事業（こども未来局）

対象世代 妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期

【現状と課題】

増加する児童虐待や個々の家庭や子どもが抱える課題が複雑・多様化する中で、児童相談に関わる専門行政機関として、高度の専門性を活かした相談援助を行っています。

また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、保護を実施しています。子どもの置かれた状況に応じた、子ども及び家庭への相談や援助を実施するとともに、要保護児童の児童養護施設等への措置等を実施しています。

今後、より一層、各区役所及び関係機関と連携し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進が求められています。

【推進期間における施策の展望】

子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を今後も適切に実施していきます。

また、各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進を行っていきます。

・里親制度推進事業（こども未来局）

対象世代 妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期

【現状と課題】

やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の場を確保し、家庭生活の中で子どもの健全な成長・発達を保障するため、里親制度を推進しています。里親は、子どもへの愛情とボランティア精神に基づく制度であって、社会的養護の専門性を里親個人の資質に頼っていることから、里親の負担の大きさが課題となっています。

また、社会的養護については、国の「社会的養護の課題と将来像」を踏まえて策定した「社会的養護の推進に向けた基本方針」において「里親・ファミリーホームを3分の1、施設・グループホームを3分の2」とすることを本市の基本的な方針としており、長期的な視点で家庭養護及び家庭的養護を推進する取組が必要です。

【推進期間における施策の展望】

「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」に基づき、平成42年度までに里親登録数を130組までに引き上げるよう、里親制度の拡充に取り組むとともに、新規里親希望者を募るため里親制度の普及・啓発に取り組むほか、里親の育成・支援において効果的な方法を検討します。

・児童養護施設等運営事業（こども未来局・再掲）

対象世代 乳幼児期・学童期・思春期

【現状と課題】

やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の

場を確保し、より家庭生活に近い環境の中で子どもの健全な成長・発達を保障するため、児童養護施設等の運営支援を行っています。

社会的養護については、国の「社会的養護の課題と将来像」を踏まえて策定した「社会的養護の推進に向けた基本方針」において「里親・ファミリーホームを3分の1、施設・グループホームを3分の2」とすることを本市の基本的な方針としており、長期的な視点で家庭養護及び家庭的養護を推進する取組が必要です。

【推進期間における施策の展望】

施設における家庭的養護の推進に向け、既存児童養護施設について、建て替えに合わせて小規模グループケアを実施するとともに、施設と里親の中間形態を持ち、家庭的養護の役割を担うグループホームの拡充に向けた検討を行います。

・子ども・若者支援推進事業（こども未来局）

対象世代 乳幼児期・学童期・思春期

【現状と課題】

児童虐待通告件数等の増加を受け、児童家庭支援センターが地域に根ざした相談支援機関として、児童相談所や各区役所と連携して、児童虐待防止に向けて取り組むなど、児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るために、関係機関と連携しながら地域の支援体制づくりを推進しています。

現在、本市では2か所の乳児院と2か所の児童養護施設において児童家庭支援センターを併設していますが、近年の社会状況等から、乳児院・児童養護施設の専門性に応じた児童虐待対策の機能強化が求められています。

【推進期間における施策の展望】

育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、今後も児童相談所や各区役所との連携を推進します。

推進事業

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
児童虐待防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止センターによる電話相談の実施 児童虐待防止普及啓発活動の実施（実施回数：16回以上） 各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止普及啓発活動の実施（実施回数：18回以上） 	こども未来局

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
児童相談所 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置 ・各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 ・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実 		こども未来局
里親制度推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及・啓発活動の推進 ・里親養育体験発表会及び制度説明会の開催（開催回数：3回以上） ・里親養育技術の向上のための研修会等の実施 ・ふるさと里親事業の実施（登録者数：62人以上） ・NPO法人が行う里親支援機関事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと里親事業の実施（登録者数：64人以上） 	こども未来局
児童養護施設 等運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院における社会的養護の推進 ・児童養護施設における社会的養護の推進 ・こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援及び施設内学級の設置 ・児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども心理ケアセンターにおける心理的ケア等を必要とする児童への支援 	こども未来局
子ども・若者 支援推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターにおける運営の推進と地域における身近な相談・支援の充実（全6か所） 		こども未来局

2. 日常生活への適応に課題を抱える子ども・若者への支援

【施策の概要】

不登校やいじめ、ひきこもりやメンタルヘルスの不調など、社会生活を円滑に営む上で、様々な要因を有し、特別な支援が必要な子ども・若者がいます。

また、外国籍や海外から帰国した家庭で、日本語に不慣れなことにより、人間関係や地域との関わりに困難な状況を抱え、特別な配慮を必要とする子ども・若者もいます。

そのため、学校や区役所・児童相談所など、子ども・若者に携わる様々な関係機関が、それぞれの専門性を生かして、子ども・若者の発達段階に応じた支援をするとともに、自分自身や家族の力では解決できないような困難な状況に陥った子ども・若者に対しては、一人ひとりの置かれた状況に応じたきめ細かな適切な支援をします。

推進事業

- ・共生・共育推進事業（再掲）
- ・子ども・若者支援推進事業（再掲）
- ・児童生徒指導・相談事業（再掲）
- ・更生保護事業
- ・適応指導教室事業
- ・社会的ひきこもり事業
- ・児童支援コーディネーター専任化事業(再掲)
- ・精神保健事業
- ・海外帰国・外国人児童生徒相談事業
- ・自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業
- ・児童相談所運営事業（再掲）

・共生・共育推進事業（教育委員会事務局・再掲）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

各学校において、豊かな人間関係を育む「かわさき共生*共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止を図っています。

いじめや不登校を未然に防止するためには、子どもたちが社会性を身に付けて人間関係によるトラブルを未然防止するとともに、各学校における児童生徒指導の充実や、チーム対応等の体制づくりを推進することが必要です。

【推進期間における施策の展望】

「かわさき共生*共育プログラム」を継続実施するとともに、各校の推進担当者に向けての研修会や、効果を検証するためのアンケートである「効果測定」を活用して子どもへの理解を深めます。

・児童生徒指導・相談事業（教育委員会事務局・再掲）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

教育委員会では、一人ひとりの子どもを大切にするために、校長会議や教員研修を通じ、また、各学校の児童生徒指導担当者による児童生徒指導連絡協議会の取組等を通し、子どもたちの内面に寄り添った共感的理解に基づく指導体制の充実を推進する取組を進めています。

区役所に区・教育担当を配置し、区役所内の関係部署や児童相談所等の関係機関との連携のもと、学校の実態やニーズに応じるとともに、保護者等からの相談に適宜応じるなどして、各学校の具体的な取組や対応への支援をすすめています。様々な課題を抱える子どもたちを取り巻く複雑な環境に働きかけるためには、専門性の高い支援の充実や関係機関との連携が必要です。そのため、各区・教育担当にスクールソーシャルワーカーを配置し、円滑な連携を図れるよう努めています。

また、環境への働きかけとともに、子どもたちの思いをしっかりと受け止め、いじめや不登校などの課題に対応するために、すべての市立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立小学校・高等学校には学校巡回カウンセラーを派遣しています。社会の大きな変化は、子どもたちの取り巻く環境や心にも大きな影響を及ぼします。社会状況に応じて、子どもたちへのより充実した支援を追求する必要があります。

【推進機関における施策の展望】

生徒理解に基づいた指導体制の充実を一層推進するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との円滑な連携及びスクールカウンセラーの継続的な配置によって、すべての子ども・若者へ温かく、きめ細やかな支援や指導を行います。

・適応指導教室事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を市内6か所で運営するとともに、「ゆうゆう広場」において子どもの諸活動に関わるボランティアの大学生・大学院生（メンタルフレンド）を募集・配置しています。不登校児童生徒の出現率は、ほぼ横ばいで推移しているため、今後も引き続き、「ゆうゆう広場」での活動を通じて子どもたちが置かれた状況の改善を図ることが必要です。

【推進期間における施策の展望】

引き続き、市内6か所の「ゆうゆう広場」での活動などを通して子どもたちの自主性の育成や自尊感情などを高め、学校や社会への復帰につなげていきます。

・児童支援コーディネーター専任化事業（教育委員会事務局・再掲）

対象世代 学童期

【現状と課題】

小学校において教育的ニーズに応じた支援体制を構築するため、児童支援コーディネーターに指名された教員の専任化を65校で行い、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施しています。すべての子どもが生き生きと個性を發揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施していくことが必要であり、児童支援コーディネーターの専任化は、その実現に寄与するものです。

今後、小規模校において児童支援コーディネーターを専任化するにあたっては、その指名等に課題が残っています。

【推進期間における施策の展望】

児童支援コーディネーターを務める教員の専任化を推進していくとともに、外部機関との連携や、若手教員の育成など、コーディネーターを中心とした、適切な支援と教育の推進体制の構築を進めていきます。

・海外帰国・外国人児童生徒相談事業（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

日本語が不自由な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるため、海外帰国・外国人児童生徒に対して教育相談を実施するとともに、日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援を実施しています。

海外帰国児童生徒や外国人児童生徒など、外国文化を背景に持つ児童生徒は増加をしており、実態の多様化(文化的な背景、海外での教育歴、家庭環境、特別な教育的ニーズを抱える等)により支援に必要な期間が長くなる傾向があることから、取組の充実が求められています。

【推進期間における施策の展望】

教育相談の実施や、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実を図るとともに、帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会の実施(年2回)、国際教室(日本語教室)における特別の教育課程の実施に向けた取組などを推進していきます。

・児童相談所運営事業（こども未来局・再掲）

対象世代 妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期

【現状と課題】

増加する児童虐待や個々の家庭や子どもが抱える課題が複雑・多様化する中で、児童相談に関わる専門行政機関として、高度の専門性を活かした相談援助を行っています。

また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、保護を実施しています。子どもの置かれた状況に応じた、子ども及び家庭への相談や援助を実施するとともに、要保護児童の児童養護施設等への措置等を実施しています。

今後、より一層、各区役所及び関係機関と連携し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進が求められています。

【推進期間における施策の展望】

子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を今後も適切に実施していきます。また、各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進を行っていきます。

・子ども・若者支援推進事業（こども未来局・再掲）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

子ども・若者が自立して、社会生活が営むことができるよう、困難な状況にある子ども・若者や家庭への支援について取組を進めるために、モデル的に「ひきこもり等児童福祉事業」を民間団体のノウハウを活用して実施しています。

引き続き事業の効果を検証するとともに、児童家庭支援センターが地域に根ざした相談支援機関として、児童相談所や各区役所と連携して、困難な状況にある子ども・若者への支援に向けて取り組む必要があります。

現在、本市では2か所の児童養護施設において児童家庭支援センターを併設していますが、近年の社会状況等から、児童養護施設の専門性に応じた機能強化や役割の見直しが必要とされています。

【推進期間における施策の展望】

平成28年度に新たに2か所の児童家庭支援センターが開設するため、市内関係機関や市民への周知を行うとともに、児童養護施設の専門性に応じた児童家庭支援センターの機能強化を図り、地域に根ざした相談支援機関として、今後も児童相談所や各役所との連携を推進します。

また、「ひきこもり等児童福祉事業」の検証を踏まえた、児童家庭支援センターにおける支援事業とモデル事業の連携のあり方について検討を進めます。

・更生保護事業（健康福祉局）

対象世代 学童期・思春期・青年期

【現状と課題】

犯罪を犯した者の更生を助け、青少年の不良化防止等の推進や更生保護思想の普及に努める更生保護事業や、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を関係団体と連携しながら推進しています。

これらの地道な取組により、刑法犯認知件数は年々減少していることから、今後も現状の事業を維持・推進していきます。

少年非行については、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、近年では、いじめに起因する重大事件等の問題も生じていることから、関係団体や地域との連携をより強化し、子どもたちの規範意識の醸成や啓発、地域環境の浄化等非行防止・犯罪被害防止に取り組む必要があります。

【推進期間における施策の展望】

引き続き、各種団体と連携しながら社会を明るくする運動等の取組を実施するとともに、関係団体の活動支援を行います。

・社会的ひきこもり事業（健康福祉局）

対象世代 青年期

【現状と課題】

概ね18歳以上の社会的ひきこもり当事者及び家族を対象として、平成13年度からひき

こもり相談を実施し、平成24年度より厚生労働省ひきこもり対策事業における「ひきこもり地域支援センター」に位置づけられ、事業を推進しています。

社会的ひきこもりは、様々な要因が重なり合って起き、また支援のゴールも多様なため、関係機関との情報共有や、協働での支援を行う必要があります。

また、必要な支援を見極め、それに結びつけるために、職員の資質向上が求められています。相談支援やグループワークを行う際には十分な時間や場所が必要であり、占有の面接室や居場所の確保も必要です。

【推進期間における施策の展望】

ひきこもりに関して、様々な課題に対応できるよう、関係機関との連携強化を図り、さらなる相談体制の拡充を検討するとともに、普及啓発を行い、正しい知識や早期相談等の予防的なアプローチを行っていきます。

・精神保健事業（健康福祉局）

対象世代 青年期

【現状と課題】

各区保健福祉センターにおいて、社会福祉職・保健師・精神科嘱託医による精神保健福祉相談や集団指導を実施するとともに、ライフステージに応じた精神疾患に係るパンフレットの作成や関連講演会を実施し、精神障害者及び精神疾患に対する普及啓発を実施しています。

近年、精神保健福祉に関する相談は複雑多様化しており、精神障害者の日常生活、社会生活及び社会参加を総合的に支援することが求められています。また、精神疾患の早期治療につなぐため、正しい理解を広める必要があります。自殺や精神保健に関する知識が十分にいきわたるよう、さらなる研修機会、人材養成が必要です。

【推進期間における施策の展望】

精神障害者の早期治療や日常生活、社会生活及び社会参加の総合的な支援、市民の精神的健康の増進を進めるとともに、引き続き、各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施していきます。

・自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業（健康福祉局）

対象世代 思春期・青年期

【現状と課題】


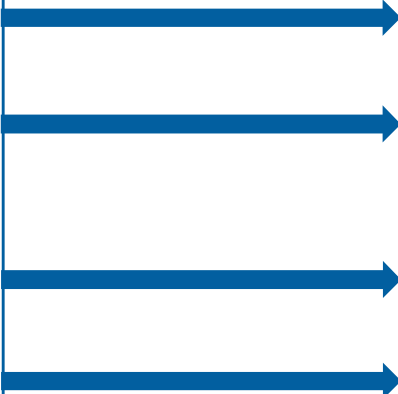



自殺や精神保健福祉に関する普及啓発、人材養成、相談支援を行うとともに、子ども・若者の支援においては、学校への自殺予防出前講座や支援方針検討への出席など、人材養成、支援者への後方支援を行っています。

自殺は、様々な要因が複雑に絡んで追い詰められた結果であることが多く、様々な機関が連携し、目の前の困難、課題だけではなく背景や関連する事柄を把握し、多様な関わり方の中から、必要な支援を見定めていくことが重要です。

【推進期間における施策の展望】

引き続き、支援者研修や検討会を通して、困難に遭遇したり、生きづらさをかかえたりした子ども・若者を支援していくための人材養成、後方支援を進めていきます。

推進事業

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
共生・共育 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間の授業の実施 担当者研修の実施 研究推進校での効果測定・検証 		教育委員会 事務局
児童生徒 指導・相談 事業	<ul style="list-style-type: none"> 中学生死亡事件の再発防止策の検討結果に基づく取組の推進 各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの継続配置及び効果的活用による支援の充実 市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣 		教育委員会 事務局
適応指導教室 事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内6か所での適応指導教室の運営による不登校児等への取組の推進 メンタルフレンド（ボランティア大学生）による支援・相談の充実 		教育委員会 事務局
児童支援コー ディネーター 専任化事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援コーディネーターを務める教員の専任化の推進（小学校79校） コーディネーターを中心とした適切な支援と教育の推進体制の構築 		教育委員会 事務局
海外帰国・ 外国人児童 生徒相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施に向けた検討 	 <ul style="list-style-type: none"> 検討結果に基づく取組の推進 	教育委員会 事務局

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
児童相談所 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設への措置 ・各区役所と連携したハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進 ・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実 		こども未来局
子ども・若者 支援推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり等児童福祉事業の継続実施 		こども未来局
社会的ひきこもり 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひきこもり地域支援センター」事業の継続実施 ・関係機関との連携による支援の推進 		健康福祉局
精神保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の早期治療や日常生活及び社会生活（社会参加）の総合的な支援及び市民の精神的健康の増進の推進 ・保健福祉センターにおける精神保健福祉相談や普及啓発活動の実施 		健康福祉局
自殺対策・ メンタルヘルス 普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパーを養成するため等市民向け講座や民間事業者や市職員向けの講座の実施（市民向け講座実施回数：3回、民間事業者向け等講座実施回数：20回） ・地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携 		健康福祉局

3. 子どもの貧困への対応

【施策の概要】

我が国の子どもの貧困の状況は厳しい状態にあり、平成25年度国民生活基礎調査（厚生労働省）では、子どもの貧困率は16.3%と上昇傾向にあります。

貧困は、子どもの心身の成長や学力の向上に大きな影響をもたらす恐れがあります。また、貧困の経験は、成人してからも影響をおよぼす恐れがあり、そのことが「貧困の連鎖」を引き起こしていくことが指摘されています。

そのため、子どもの貧困への対応として、全ての子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることなく、「自分の未来」に自信と夢と希望を持つことができるよう、必要な社会環境の基盤整備が重要です。

経済的に生活が困窮した子どもの生活の保障、精神的に生活が困窮した子どもの支援とともに、生活が困窮しているために自分の居場所を見いだせない子ども・若者への支援に向けた居場所づくりなど、新たな課題の解決に向けた取組も検討するなど、子どもの貧困対策と世代を超えた連鎖の防止に向けた取組を推進します。

推進事業

- ・子ども・若者支援推進事業（再掲）
- ・生活困窮者自立支援事業（再掲）
- ・生活保護自立支援対策事業（再掲）
- ・ひとり親家庭の生活支援事業
- ・児童養護施設等運営事業（再掲）
- ・就学援助・就学事務
- ・奨学金認定・支給事務

・子ども・若者支援推進事業（こども未来局・再掲）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

本来、子ども・若者は、放課後児童健全育成事業や習い事、クラブ活動や部活動等で放課後の時間を過ごし、その後の時間は、保護者と時間と場所を共有して、家庭の中で過ごすこととなります。

しかしながら、生活が困窮した家庭においては、様々な家庭の事情により、家庭の中に居場所を見いだすことが困難な子ども・若者もおり、基本的な生活習慣の習得や家庭学習に支障をきたすことが課題となっています。

【推進期間における施策の展望】

家庭内で基本的な生活習慣や家庭学習等の機会を得られない子ども・若者も含めて、推進期間において、新たな課題・ニーズに対応した子ども・若者の居場所のあり方を検討し、関連事業との再構築も含めて、取組を進めます。

・生活困窮者自立支援事業（健康福祉局・再掲）

対象世代 青年期

【現状と課題】

失業等により生活に困窮した市民の相談・支援を行う「だいJOBセンター」を開設し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施しています。

「だいJOBセンター」には、失業を中心に健康、住まい、債務、人間関係など、複数の課題をあわせ持つ方から相談があり、それぞれの状態に合わせて関係機関への同行、居宅への訪問、制度の手続きへの補助など寄り添って支援を行っています。

生活に困窮した市民が最終的に社会的経済的自立を実現するためには、就労が重要であるため、多くの企業が生活に困窮した市民に対する理解をするとともに、雇用できるようなしくみが求められています。

【推進期間における施策の展望】

生活に困窮した市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、関係機関と連携し、効果的な取組を展開します。

・生活保護自立支援対策事業（健康福祉局・再掲）

対象世代 思春期・青年期

【現状と課題】

生活保護受給者の自立を支援するため、受給者の個々の状況に合わせたさまざまな就労支援事業を実施するなど、きめ細かい対応を図っています。

また、「貧困の連鎖」の防止に向けて、生活保護受給世帯の子どもたちの高校進学を支援するため、学習支援を行っています。

稼働能力を有する生活保護受給者を対象に、キャリアカウンセリングや就労トレーニング、意欲喚起を行うとともに、就労意欲や能力などを踏まえた求人開拓を行うなど、きめ細かい就労支援を行っています。

就職をしても、職場環境に馴染めないなどの理由で離職をする受給者もいることから、継続就労に向けた支援が必要です。また、「貧困の連鎖」の防止に向けて、生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、市内8か所で高校進学を支援するため学習支援を行っています。高校進学に向けては、早いうちから学習の習慣を身につけることが必要です。

【推進期間における施策の展望】

生活保護受給者に対する就労支援について、引き続き個々の状況に合わせたきめ細かい支援を行います。また、「貧困の連鎖」の防止に向けた、生活保護受給世帯の学習支援について、中学1年生・2年生へ対象を拡大するとともに、関係局で連携を図りながら、学習支援事業に参加している中学3年生の高校進学に向けた支援の取組を引き続き進めてまいります。

・ひとり親家庭の生活支援事業（こども未来局）

対象世代 乳幼児期・学童期・思春期・青年期

【現状と課題】

児童扶養手当や貸付などの経済的支援とともに、市民に身近な区役所における相談・支援、ひとり親家庭の専門支援機関である母子・父子福祉センターを中心とした生活支援・就業支援の充実に取り組んできました。

しかしながら、ひとり親家庭の生活の下支えとして、児童扶養手当等の経済的支援のさらなる充実が求められています。

また、支援の必要な家庭を早期に把握し、必要に応じて専門的な支援に繋げて、ひとり親家庭の将来に渡る安定した生活と自立の促進をはかるために、市民に身近な区役所における相談機能の強化とともに、区役所と母子・父子福祉センター、多様な関係機関との連携が重要となります。

【推進期間における施策の展望】

就業相談、就業支援講習会の開催、資格取得に向けた相談支援や給付金の支給、職業紹介など、就業支援の取組を推進するとともに、就業又は修業と子育てとの両立に向けて、離婚前相談を含む生活相談、生活支援講習会の開催、一時的に生活援助や保育が必要な家庭に対する支援員の派遣など、生活支援の取組を行います。

さらに、ひとり親家庭の自立を支援するため、家庭の状況やニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援計画を策定し、継続的な自立支援を行います。

また、ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、その状況やニーズに応じて支援施策を組み合わせるための相談支援の体制づくりや相談員の資質向上に向けた取組、支援施策の周知・提供の取組を強化していきます。

・児童養護施設等運営事業（こども未来局・再掲）

対象世代 学童期・思春期

【現状と課題】

やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の場を確保し、より家庭生活に近い環境の中で子どもの健全な成長・発達を保障するため、児童養護施設等の運営支援を行っています。

施設等退所後の進路について、就職者の割合が69.8%と高校卒業生全体の16.9%と比較して高い割合になっているなど、多くの子どもは退所後、自ら収入を得て自立しなければならない状況にあり、自立に向けた支援を行う必要があります。

【推進期間における施策の展望】

社会的養護によって養育された子どもが適切に社会的自立を果たすよう、施設等における養育の時点から長期的に子どもの自立を支援するとともに、自立後の安定した生活のための支援を実施します。

・ 就学援助・ 就学事務（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・ 思春期

【現状と課題】

経済的な理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用を支給しています。平成26年度からは、中学校の部活動における経費についても対象としています。申請漏れを防ぐため、全ての保護者へ就学援助制度についてのお知らせと申請書を配布し、申請意思の確認を行っており、申請に対しては適切かつ遅滞なく認定し、支給することが必要です。

また、転入学等の就学事務について、法令に基づき適正に執行しているところですが、児童生徒の学齢簿は、現在紙で管理しており、非効率的な事務処理となっています。事務の効率化に向けてシステム化を検討中です。

【推進期間における施策の展望】

引き続き、全ての保護者に対して申請意思の確認を行い、援助を必要とする家庭に対して確実な支給を継続していきます。また、学齢簿をオンライン化することで就学事務の効率化を実現し、円滑な就学事務を実施します。

・ 奨学金認定・ 支給事務（教育委員会事務局）

対象世代 学童期・ 思春期

【現状と課題】

一定の成績要件及び所得要件に基づき、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対して高等学校奨学金を支給し、また同様の大学生に対して大学奨学金を無利子で貸与しています。

学校を通じて奨学金の申請・支給事務を行うため、学校と協力しながら迅速に事務を処理する必要があります。

高等学校奨学金については、申請者が増加傾向にあり、継続して実施していくことが重要です。

【推進期間における施策の展望】

社会環境の変化を注視しながら必要に応じて制度の見直しを検討し、引き続き適正な奨学金の支給を行います。

推進事業

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
子ども・若者支援推進事業	・新たな課題・ニーズに対応した子ども・若者の居場所のあり方の検討	・あり方の検討を踏まえた子ども・若者の居場所の取組の推進	こども未来局

事業名	平成28年度の主な取組	平成29年度の主な取組	所管局
生活困窮者自立支援事業	・「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」による生活困窮者への就労・生活支援等の実施		健康福祉局
生活保護自立支援対策事業	・生活保護家庭の中学生への学習支援の実施 (8か所・中学1年生から3年生)		健康福祉局
ひとり親家庭の生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者への児童扶養手当の支給 ・対象家庭への医療費の一部助成の実施 ・母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施（自立支援プログラム策定件数：75件以上） ・ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ・今後のひとり親施策のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施（自立支援プログラム策定件数：85件以上） ・今後のひとり親施策のあり方の検討結果に基づく取組の推進 	こども未来局
児童養護施設等運営事業	・児童養護施設退所者の自立支援		こども未来局
就学援助・就学事務	<ul style="list-style-type: none"> ・全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことによる援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給の継続 ・学齢簿のオンライン化による就学事務の円滑な実施 		教育委員会事務局
奨学金認定・支給事務	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校奨学金の支給による支援 ・大学奨学金の貸付・検討 		教育委員会事務局